

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から同年12月まで

私は、時期をはっきりと覚えていないが、自宅に来た市役所職員から国民年金に加入した方が良いと勧められた。

その後、市役所へ行き加入手続を行った後、納付書が10枚ほど郵送されたため、金融機関で毎月納めていた。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和40年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市保管の国民年金被保険者名簿には、当初、納付済みとなっていた申立期間に係る国民年金保険料（納付日は、昭和47年5月31日付け及び同年6月30日付け）について、平成20年6月30日になって、特例納付による保険料を任意加入期間は収納できないため、納付済みとの記載は誤りであるとの管轄社会保険事務所の指導により、納付済みから未納へと記録が訂正されていることが確認でき、申立人の国民年金に係る加入・納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

さらに、社会保険事務所及びA市では、申立期間に係る国民年金保険料について収納し得ないことをもって、当該記録を取り消しているものの、申立期間の国民年金保険料相当額が還付された事実は認められず、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

加えて、申立人保管の国民年金手帳（昭和47年3月14日付け発行）では、申立期間以前の昭和36年10月21日付けで国民年金に強制加入被保険者として加入したとされているとともに、44年3月1日付けで任意加入被

保険者として加入したとされているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年3月ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間については、さかのぼって国民年金へ任意加入し得ない期間である上、国民年金手帳の44年3月1日付けの任意加入に係る記載は、その筆跡などから見て、後日追記されたものと認められ、申立人が特例納付を行った時点で、申立期間は強制加入期間として認識されていたと考えるのが自然である。

国民年金保険料相当額を収納しておきながら、任意加入対象期間であることを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月26日から昭和38年6月1日まで

私は、A事業所に採用された昭和37年11月から、定年退職した平成14年3月までの間、同事業所等に勤務していたが、社会保険事務所へ照会したところ、昭和38年5月31日以前は、事業所自体が厚生年金保険へ未加入であったなどとして、申立期間中は厚生年金保険の加入記録が無く、同年6月1日からとされていた。

しかし、私の元同僚は、現に昭和38年5月から加入できている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店の所属員証明により、申立人が昭和37年11月26日から昭和38年5月25日までの期間及び同年5月26日から同年9月30日までの期間に、引き続きA事業所所属の臨時補充員として勤務していたことが認められるとともに、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿等により、同事業所が同年5月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、B社D支店では、A事業所が適用事業所となった昭和38年5月1日時点には、申立人を含めて4人の臨時補充員が勤務していたとしているところ、

当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日を見ると、このうちの2人が38年5月1日、もう1人が同年5月4日となっていることが確認できるため、申立人についても、38年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和37年11月26日から38年5月1日までの期間については、前出の所属員証明により、申立人が申立て事業所に勤務していたことは認められるものの、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A事業所は、前述のとおり、昭和38年5月1日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるのみであるとともに、B社D支店の回答により、申立人と同様に、当該事業所が適用事業所となった同年5月1日より前から在籍していた臨時補充員1人についても、当該期間については加入記録が確認できないなど、申立人の主張内容を裏付けることができない。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和37年8月5日から同年12月23日までの間に、申立て事業所以外での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間（昭和37年11月26日から38年5月1日まで）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間のうちの昭和38年5月の標準報酬月額については、当該期間直後の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社C支店では、当時の社会保険に係る関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年4月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年2月1日から同年11月1日まで

私は申立期間中、B市のA社B支店に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、当該期間以降から昭和33年9月8日までの間、C社での加入記録があるのみとのことであった。

私は、保険料控除がされている給料明細もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管のA社における被保険者名簿には、申立人と同姓同名かつ生年月日の年のみ異なる者が記載されており、この厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日がそれぞれ昭和28年4月14日、同年11月1日と記録されていることが確認できることから、当該資格喪失日は、申立人のC社における資格取得日と符合している。

また、申立人保管の給料明細（昭和28年5月から同年7月分、同年9月から同年12月分の計9枚）にも、不自然な点はなく、申立て事業所が発行し申立人へ交付したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和28年4月14日から同年11月1日までの期間については、A社の事業主は、申立人が同年4月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失した旨の

届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和 28 年 4 月から同年 10 月までの期間に係る標準報酬月額については、前出の被保険者名簿の記録から 7,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 28 年 2 月 1 日から同年 4 月 14 日までの期間については、申立人が当該期間に係る給料明細としているもの 4 枚共に、その発行者の特定ができず、保険料控除の記載も無い。

また、社会保険事務所保管の A 社における被保険者名簿には当該期間中、申立人の氏名が無いなど、被保険者であったことをうかがわせる事跡は確認できない。

なお、A 社 B 支店という厚生年金保険の適用事業所も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成元年 3 月まで
社会保険庁へ照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていたが、私は開業のためA町へ転入した際に、納付組織の支部へ入った。この支部の集金人から、支部費や消防費、各種の税金等と共に国民年金保険料も夫婦二人分が集金されていた。領収証は1年分まとめて毎年度末に支部長から配られていた。

申立期間については、私の妻が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 3 月 12 日に払出しを受けている申立人の妻とは異なり、平成元年 5 月 25 日から同年 6 月 13 日にかけてA町で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について納付組織を通じ納付したと主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となり、その収納機関は、納付組織・市町村ではなく、社会保険事務所となることから見て、申立人の記憶に曖昧さがうかがえる。

加えて、社会保険庁の電算記録では、申立人の国民年金保険料 2 万 3,100 円が平成 3 年 9 月 13 日付けで還付されている記録が確認できるところ、同年 2 月 14 日付けで、社会保険庁が過年度保険料に係る納付書を作成していることが確認でき、その還付金額は、申立期間のうち昭和 63

年度保険料の3か月分に相当することから見て、申立人は、平成3年2月時点で時効前のさかのぼることが可能であった元年1月から同年3月の国民年金保険料をいったん金融機関等で納付したものの、その納付が納付書作成から約3か月後の3年5月となってしまったことから、当該期間3か月分の保険料が申立人へ還付されたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は昭和 36 年 4 月に国民年金に加入した。加入手続は義父が行ってくれ、申立期間当時の国民年金保険料は、地区の婦人会会長が定期的に自宅へ集金に来ていた。

集金の都度、義父が家族 4 人分を納付し、検認印をもらっていたので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の義父は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金へ加入したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の義父母及びその夫の 3 人が連番で払い出されている 35 年 10 月 28 日とは異なり、38 年 3 月 14 日に払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金の加入時期に関する申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をその義父が地区の婦人会会長へ納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時期から見て、申立期間の保険料は、市町村又は婦人会が収納する現年度保険料ではなく、社会保険事務所が収納する過年度保険料となるため、申立人の主張内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、私の夫が定期的に、納付書により銀行で納付してくれていた。
また、私の資格取得日については、国民年金手帳には昭和35年10月1日とあるのに、社会保険庁からの通知には41年4月1日となっており相違している。
申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、最初に昭和35年12月13日にA市で払い出され、改めて41年10月20日にB町で払い出されていることが確認できるが、社会保険庁の電算記録には、このうち前者の被保険者資格が、国民年金制度発足当初の36年4月6日付けで喪失している旨が記録されている上、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録も確認できない。

さらに、社会保険庁の電算記録では、昭和35年12月13日払出しの国民年金手帳記号番号は、記号番号が重複するとして取り消された上で、41年10月20日払出しの国民年金手帳記号番号へ統合されていることが確認できるとともに、後者の記号番号（8050-232193）に係るA市保管の国民年金被保険者名簿にも、「8053-019685を重複につきこれをいかす 58.4.21」と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人は、その夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付書により銀行で納付していたと主張しているものの、当時の住所地であったA市、C市及びB町では、申立期間当時の保険料の納付方法は、納付書方式ではなく、印紙検認方式であったとしており、申立人の記憶に曖昧さがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。